

介護予防・生活支援サービス事業とは？

～自分らしい生活を続けるために～

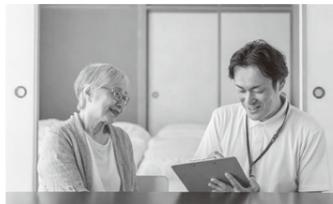
「介護予防・生活支援サービス事業」のサービス内容

サービスの種類	訪問型サービス	通所型サービス
現行相当 ※介護認定が必要	従来の介護予防サービスの訪問介護と同様のサービスとして、ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や掃除などを行う。	従来の介護予防サービスの通所介護と同様のサービスとして、事業所などの施設で入浴や食事、機能訓練などを行う。
A型	事業所に所属するホームヘルパーに加え、「敦賀市基準緩和サービス研修」修了者が自宅を訪問し、掃除や洗濯などを行う。	主に、介護事業所が事業所内でミニデイサービスや運動、レクリエーションなどを行う。
B型	住民主体によるゴミ出し支援、掃除などを行う。	住民主体で通いの場を設け、体操や運動などを行う。
C型	リハビリ専門職が自宅を訪問し、日常生活動作などの改善に向けたプログラムを3～6か月の短期で行う。	リハビリ専門職が、事業所などで運動機能向上や栄養改善プログラムを3～6か月の短期で行う。

(例) 通所型サービス A の利用の流れ

ステップ1 目標の設定

- 困りごとや身体の状態を確認し、卒業までの目標を設定



ステップ2 目標に合わせたプログラムの実施

- 理学療法士や健康運動指導士が考えた様々なプログラムを実施



ステップ3 卒業

- 自立した日常生活や地域の活動へ



利用者の声

ケアマネジャーに相談し、時間もかからず、サービスを受けることができました。短時間のサービスを利用していますが、いろいろな方と交流でき、体力も自信もつき毎日充実しています。

総合事業のいいところ！

👉 気軽に始められます

介護申請からサービスを受けるまでに時間がかかる場合が多いですが、総合事業は、生活機能チェックリストで該当になれば、短時間で受けることができます。

👉 専門職が対応します

一人ひとりのレベルに合わせて、専門職が対応しますので、効率よく、ケガなく運動ができます。



問い合わせ先 長寿健康課 ☎ 22-8181

高齢者が住みなれた地域で生活を続けることができるよう、高齢者自身もご自身の能力を最大限に活かし、社会的役割、生きがいを持つなど、介護予防に努めることが大切です。

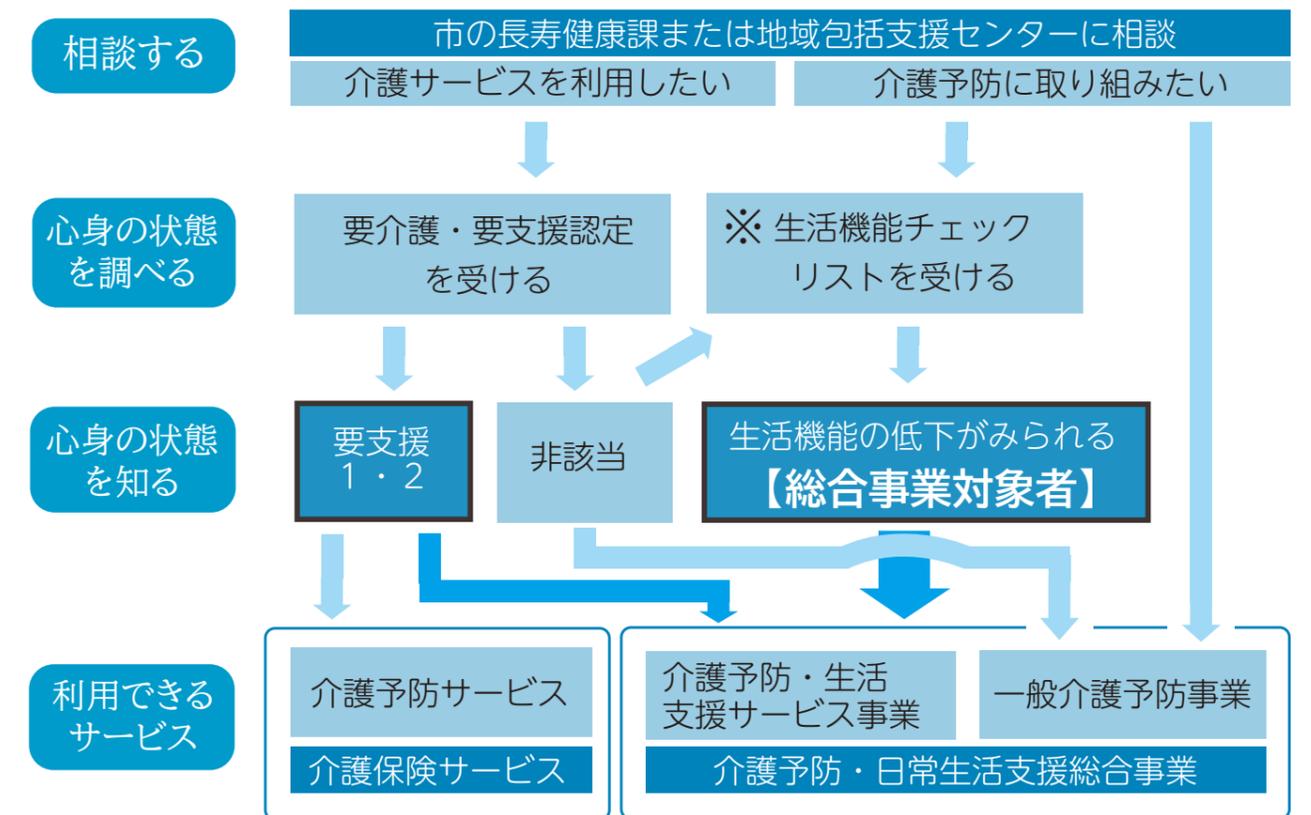


【介護予防・日常生活支援総合事業とは？】

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」から構成されています。介護保険における介護予防サービス（訪問介護や通所介護）と同様のサービスに加えて、民間事業者やボランティアを含めた多様な担い手による「訪問型サービス」、「通所型サービス」などを提供しています。

総合事業は、「要支援1・2の認定された方」と「生活機能チェックリストで生活機能の低下がみられた方（総合事業対象者）」が利用できます。

利用の流れ



※ 生活機能チェックリスト …生活機能などの衰えがないかを確認するリスト

お気軽にご相談ください！

サービス内容や利用方法について

- 栗野地区以外の方 地域包括支援センター「あいあい」 ☎ 22-7272
- 栗野地区の方 地域包括支援センター「なごみ」 ☎ 21-7530
- 市全体 地域包括支援センター「長寿」 ☎ 22-8181